

仕様書

1 委託業務名

バスラッピング広告による県産水産物・水産加工品PR業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務目的

宮城県内を走行する路線バス及び高速バスにバスラッピング広告を行い消費者に対して県産水産物・水産加工品及びみやぎ水産の日をPRするとともに、県産水産物及び水産加工品の需要喚起や消費拡大に繋げることを目的とする。

4 委託業務項目

- (1) バスラッピングのデザイン作成，取付及び撤去
- (2) ラッピングバスの運行の調整

5 バスラッピングに使用するバスの概要

	バス会社	走行区間	台数	車種等	型式
①	宮城交通株式会社	仙台市内	2	いすゞ自動車 エルガ	2RG-LV290N3
②	株式会社ミヤコーバス	仙台ー石巻	1	日野自動車 セレガ	2TG-RU1ASDA

※あくまで現時点での予定であり，使用する車種は変更になる可能性があります。

6 委託業務内容

(1) バスラッピングのデザイン作成，取付及び撤去

イ 県産水産物・水産加工品の需要喚起を創出するデザインを提案するとともに，バスへのラッピング取付や撤去を含め，バスラッピングの一切の業務を行うこと。

ロ バスラッピングのデザインは，仕様書5「バスラッピングに使用するバスの概要」の①及び②についてそれぞれ作成すること。

ハ バスラッピングの部分は，車体両側面及び後部面とする。デザインの大きさは，各バス会社の規定及び関係する法令等を遵守のうえ，発注者に協議して決定する。

ニ ラッピングデザインは，県を代表する水産物及び水産加工品の写真またはイラストを使用すること（むすび丸の使用は任意とする）。なお，写真やイラストを使用するために必要な手続き（著作物の利用許諾等を含む）は，受注者が行うこととする。

ホ デザインは，提案されたデザインを基に協議を行い，最終デザインを決定するものとする。

ヘ ラッピングの取付及び撤去に関しては，施工業者の選定も含めバス会社と調整すること。

ト ラッピングの撤去に当たっては，気象条件等を考慮したうえで，受注者が発注者と協議の上，撤去日を設定する。

なお，ラッピングの撤去時，バスの車体表面，塗装，構造等を毀損または破損した場合は，受注者負担により現状回復を行うこと。

(2) ラッピングバスの運行の調整

イ 受注者は，ラッピングバスを令和5年7月3日（月）からラッピングの撤去日まで毎日運行させるようバス会社と調整すること。ただし，検査，点検等で運行できない日は除く。

ロ 7月から3月までの期間にラッピングバスを走行させるために必要な車外広告費用（800,000円（税抜）／台）は受注者が委託料の中から負担すること。

(3) 運営・調整

- イ バス会社を含む関係者等との連絡調整、運営、進行管理等の全ての運営業務を行うこと。
- ロ 記録用の写真を適宜撮影すること。

7 包括的事項

- (1) 受注者は必要に応じて、随時発注者と打合せを行うとともに、打ち合わせ記録を作成し発注者に提出すること。
- (2) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県水産林政部水産業振興課に1部納品すること。
- (3) 本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受注者は、本業務において制作した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

8 成果品

本業務の成果物として以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

- (1) 業務実績報告書 1部
 - (2) 実績報告書 1部
 - (3) デザインデータ (Adobe Illustlator (ai データ) 等形式及びPDF データ形式の2種類)
 - (4) (1)～(3)の電子データを格納したDVD-ROMまたはCD-ROM 1枚
- ※実績報告書には、ラッピングバスの運行実績を含めること。

9 その他

- (1) 本業務による製作物の著作権等の諸権利は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務の着手・実施に当たっては、発注者と十分な連絡調整の上で行うものとし、その進行状況については、随時発注者に報告すること。
- (3) 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者の間でその都度協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、発注者と受注者との協議により決定する。
- (5) 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (6) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。